

意見書案第18号

慎重な憲法論議を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成28年9月20日提出

提出者  
向日市議会議員 飛鳥井 佳子

賛成者  
向日市議会議員 杉谷 伸夫

## 慎重な憲法論議を求める意見書

本年7月の参議院選挙の結果、憲法改正を主張する会派の構成が衆参それぞれの3分の2を超えたことから、憲法をめぐる議論が活発になっている。憲法第96条が「各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議」出来ると定めていることから、憲法改正発議の条件が整ったとの主張もある。

一方で多くの世論調査で憲法改正を求める意見は減少傾向にあり、「安倍政権での憲法改正」については否定的なものが多数となっている。憲法改正が国民的要求となっているという状況とはどうてい言えない。

いうまでもなく憲法制定権力は国民にあり、憲法改正の発議が立法府の特別多数に委ねられているのは憲法改正手続の一部に過ぎない。このことは、最終的な憲法改正の是非が国民投票の結果によって決することからも明らかである。

さらに、国家権力の恣意的運用を排するための権力制限規範としての役割が憲法の本質であることを踏まえれば、「国権の最高機関」として厳格な憲法尊重擁護義務を負う国会が、拙速な審議によって憲法改正を発議することが許されないのは当然である。よって、下記の事項のとおり、慎重な議論に徹し、拙速さを避けることを強く求めるものである。

### 記

- 1 衆参の憲法審査会の審査においては、各界各層の多様な意見を踏まえ、厳に慎重に論議すること。
- 2 憲法問題については国民的議論の動向を見据え、拙速な憲法改正発議を行なわないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月20日

京都府向日市議会